

空港法（昭和31年法律第80号）第26条第1項の規定により、福岡空港脱炭素化推進協議会を組織しましたので、同法同条第6項の規定により公表します。

○協議会の名称

福岡空港脱炭素化推進協議会

○構成員の氏名又は名称（順不同、敬称略）

<空港管理者>

大阪航空局、福岡空港事務所

<関係事業者>

福岡国際空港(株)、門司税関福岡空港税関支署、福岡出入国在留管理局福岡空港出張所、福岡検疫所福岡空港検疫所支所、動物検疫所門司支所福岡空港出張所、門司植物防疫所福岡支所福岡空港出張所、九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所、福岡管区気象台福岡航空地方気象台、福岡県警察航空隊、福岡県福岡空港警察署、（一社）福岡県バス協会、（一社）福岡市タクシー協会、日本航空(株)福岡空港支店、全日本空輸(株)福岡空港支店、スカイマーク(株)福岡空港支店、(株)ソラシドエア福岡空港支店、(株)AIRDO福岡空港所、(株)スターフライヤー空港客室本部福岡空港支店、Peach Aviation(株)福岡空港所、ジェットスター・ジャパン(株)、オリエントルエアブリッジ(株)福岡分室、アイベックスエアラインズ(株)、(株)フジドリームエアラインズ福岡空港支店、西日本空輸(株)、福岡給油施設(株)福岡空港事業所、(株)エージーピー福岡空港支店、(株)JALエアテック福岡事業所、双日ロイヤルインフライトケイタリング(株)、(株)JALグランドサービス九州、(株)JALカーゴサービス九州、(株)JALエンジニアリング福岡空港整備部、ANA福岡空港(株)、(株)JALスカイ九州、スイスポートジャパン(株)、羽田タートルサービス(株)福岡空港事業所、西鉄エアサービス(株)、(株)エスエーエス福岡空港事業所、福岡エアーカーゴターミナル(株)、(株)ジェネック、九州航空(株)福岡空港営業所、(株)日立物流バンテックフォワーディング、(株)阪急阪神エクスプレス、西濃シエンカー(株)福岡支店、ケイラインロジスティクス(株)福岡営業所、(株)近鉄エクスプレス

<関係地方公共団体>

福岡県、福岡市

<オブザーバー>

九州運輸局

○協議会における協議事項

- (1) 推進計画の作成に関する事項
- (2) 推進計画に記載された取組の実施及び取組状況のフォローアップに関する事項
- (3) 推進計画の変更に関する事項

- (4) 航空法第131条の2の10に基づく航空運送事業者による協議に関する事項
- (5) 関係行政機関及び事業者への協力の求めに関する事項
- (6) 関係行政機関及び事業者の空港脱炭素化に対する意識醸成に関する事項
- (7) 空港利用者への空港脱炭素化の取組に対する理解促進に関する事項
- (8) その他協議会が必要と認める事項